

○鳥坂隧道内における消防活動覚書

第1条 鳥坂隧道内の火災その他の災害に際し、大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定第11条に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 鳥坂隧道内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動する消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
西予市消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

大洲市	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
西予市	消防隊	1
西予市消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防長または消防団長がそれぞれ指示する隊数

(2) 非常警報装置（モニター）により災害の発生を覚知したときは第1次出動とし、大洲地区広域消防事務組合は直ちに西予市消防本部に通報するものとする。

(3) 電話により災害の発生を覚知したとき、または第1次出動隊からの現場速報により事故の種類、規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡をとり対応処置を講ずるものとする。

第3条 救急出動は原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

2 多数傷者事故が発生した場合は、前項に定めるものにかかわらず、四者協力して措置を講ずるものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地の消防長（消防署長）が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は関係者協議のうえ決定するものとする。なお、「鳥坂隧道内における消防活動覚書」（昭和58年7月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

西予市消防団長

西予市消防本部消防長